

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した求職者が入社後 3 カ月以内に本人の都合による退社又は本人の責務に基づく解雇により雇用契約が終了した場合、受領した紹介手数料から 次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1)求職者が入社する前に退職した場合：紹介手数料の 100%を返金します。
- (2)求職者が 3 ヶ月未満で退職した場合：紹介手数料の 30%を返金します。
- (3)求職者が 3 ヶ月以上就業した場合：返金なし

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。